

令和3年斜里町議会定例会 3月定例会議 会議録（第1号）

令和4年3月9日（水曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会議日程について
- 日程第 3 議長諸般報告について
- 日程第 4 町政報告について
- 日程第 5 議案第56号 定住自立圏の形成に関する協定締結について
- 日程第 6 議案第57号 土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約について
- 日程第 7 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第59号 斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第60号 令和3年度斜里町一般会計補正予算（第11回）について
- 日程第10 議案第61号 令和3年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第11 議案第62号 令和3年度斜里町国立公園内森林保全事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第12 議案第63号 令和3年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について
- 日程第13 議案第64号 令和3年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について
- 日程第14 議案第65号 令和3年度斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第15 議案第66号 令和3年度斜里町病院事業会計補正予算（第5回）について
- 日程第16 議案第67号 令和3年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について

◎出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 今井千春 議員 | 2番 小暮千秋 議員 |
| 3番 久野聖一 議員 | 4番 山内浩彰 議員 |
| 5番 佐々木健佑 議員 | 6番 木村耕一郎 議員 |
| 7番 櫻井あけみ 議員 | 8番 宮内知英 議員 |

9番 久保 耕一郎 議員 10番 若木 雅美 議員
11番 海道 徹 議員 12番 須田 修一郎 議員
13番 金盛 典夫 議員

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬場 隆	町長
北 雅裕	副町長
岡田 秀明	教育長
宮山 貢	代表監査委員
島田 秀一	農業委員会会長
増田 泰	総務部長
高橋 佳宏	民生部長
茂木 公司	産業部長
芝尾 賢司	国保病院事務部長
馬場 龍哉	教育部長
伊藤 菜穂子	会計管理者
松井 卓哉	企画総務課長
鹿野 能準	財政課長
結城 みどり	税務課長
高橋 正志	ウトロ支所長
南出 康弘	環境課長
鳥居 康人	総務部参事
武山 和人	住民生活課長
玉置 創司	保健福祉課長、新型コロナワクチン接種推進室長
鹿野 美生子	こども支援課長
伊藤 智哉	農務課長、農業委員会事務局長
森 高志	水産林務課長
河井 謙	商工観光課長
荒木 敏則	建設課長
榎本 竜二	水道課長
武山 和史	国保病院事務次長
菊池 勲	生涯学習課長
村上 隆広	博物館長

佐々木 剛 志	公民館長
大 野 信 也	図書館長
村 上 和 志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

平 田 和 司	事務局長
竹 川 彰 哲	議事係長
鶴 卷 美 奈	書 記

午前10時00分再開

◇ 再開 ◇

●金盛議長 おはようございます。令和3年斜里町議会定例会を再開するにあたりご快諾をいただき、ありがとうございます。

◇ 町民憲章朗唱 ◇

- 金盛議長 開議に先だち、町民憲章の朗唱を行います。
- 平田事務局長 一つ、元気で働き、みんなで豊かなまちをつくりましょう。
一つ、きまりを守り、みんなで明るいまちをつくりましょう。
一つ、親切をつくし、みんなで平和なまちをつくりましょう。
一つ、自然を愛し、みんなで美しいまちをつくりましょう。
一つ、文化を高め、みんなで楽しいまちをつくりましょう。

●金盛議長 ここで皆様をお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株の感染拡大により、北海道のまん延防止等重点措置が3月7日から再度延長されたところであります。このため、3月定例会議を再開するに際しましては、これまで同様にマスク着用と検温並びに手指消毒の徹底、また、議場内での資機材の消毒と十分な換気対策の実施、さらに議員各位におかれましては、簡潔明瞭な質問と質疑、また、説明員におかれましても、提案説明の簡略化と端的で明瞭な受け答えに努めていただくようお願いを申し上げます。

なお、感染防止対策として設置しているアクリル板により、発言が反響する恐れが生じますので、発言の際には、マイクに正面から口を近づけるようにしていただきたく、重ねてお願いを申し上げます。

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 それでは、ただ今から、令和3年斜里町議会定例会3月定例会議を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、須田議員、今井議員を指名いたします。

◇ 会議日程 ◇

●金盛議長 日程第2、会議日程について、を議題といたします。議会運営委員会から報

告を求めます。議会運営委員会佐々木委員長。

●佐々木議会運営委員会委員長 3月定例会議の運営について、3月4日に議会運営委員会を開催いたしました。今、定例会議では、新年度予算に関連しないものとして、議決議案2件と、条例案2件のほか、補正予算案が8件提出されております。

また、町政執行方針および教育行政執行方針を受けまして、一般質問が予定されているほか、新年度予算に関する議決議案2件、条例案が5件、予算案が8件となっており、このほか、人事案件と全員協議会が予定されております。

これらを勘案した結果、今、定例会議の会議日程は、本日3月9日から3月18日までの10日間とすべきとしたので、ご報告いたします。

●金盛議長 ただ今、議会運営委員会佐々木委員長から報告のとおり、12月定例会議の日程については、本日3月9日から18日までの10日間にするものといたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 日程第3、議長諸般報告をいたします。

1月臨時会議以降の主な事項については、お手元に配付しております、議長諸般報告書のとおりであります。

また、報告書については、別途保管し、写しを斜里町議会ホームページおよびサイドブッククラウド本棚に掲載いたしますので、ご活用ください。

次に、議会への報告関係についてですが、令和3年度工事等入札執行結果が提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ 町政報告 ◇

●金盛議長 日程第4、町政報告を行います。町政報告は町長から。馬場町長。

●馬場町長 はじめに、町内における新型コロナウイルスの感染状況についてご報告いたします。

まず、はまなす保育園の状況についてですが、1月27日に保育士1名の陽性が確認されたことから、1月28日から29日の2日間を全面休園としたところですが、その際、完成の可能性がある職員および児童のリストアップを行ったところ、限定的であると判断されたため、一部のクラスは外出自粛とし、それ以外のクラス児童については1月31日から登園自粛の形で保育の受入れを開始し、2月3日から全面再開といたしました。

しかし、2月4日、児童1名の陽性が確認されたため、翌5日を再び全面休園とし、前回同様、感染の可能性がある対象者に対し外出自粛を要請し、その他のクラスについては登園自粛をお願いしながら2月7日から保育を再開いたしました。しかし同日、さらに別のクラスの児童1名の陽性が判明したため、園全体への感染症まん延防止の観点より一定

期間の休園が必要と判断し、2月8日から12日までを全面休園とし、2月14日から保育を全面再開いたしました。

続いて斜里小学校の状況ですが、2月8日に2年生の保護者からお子さんが感染したとの連絡が学校に寄せられ、学校と教育委員会による協議の結果、9日から13日まで、学年閉鎖とすることとしました。周知については9日午前6時にマチコミメールを送信し、閉鎖の状況とあわせて感染対策の徹底や発熱状態がある場合の対応方法等についてお知らせしたところです。

そして閉鎖期間中、感染した児童における接触者のリストアップ等を行った結果、さらなる感染の可能性がないことから、当初の閉鎖期間をもって登校を再開したところであります。

さらに、知床ウトロ学校の状況としては、2月24日に保護者からお子さんが感染したとの連絡が学校に寄せられ、学校と教育委員会との協議により、25日から27日まで学校閉鎖とすることとしました。

周知については24日午前7時にマチコミメールを送信し、閉鎖の状況とあわせて斜里小学校と同様、各種対応方法等についてお知らせしました。

また、感染した児童生徒における接触者のリストアップ等を行った結果、さらなる感染の可能性がないことから、当初の閉鎖期間をもって登校を再開したところです。

しかしながら今週に入り、ウトロへき地保育所において児童複数名の感染事例が発生しております。

現在、道において、まん延防止等重点措置が今月21日まで再延長されており、全国的にもより感染力の強いオミクロン株の変異型が確認されるなど、予断を許さない状況が続いています。

町民の皆さまには、引き続き感染予防対策の徹底を重ねてお願い申し上げ、町内における新型コロナウイルスの感染状況についてのご報告といたします。

次に、新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種は、全国の医療従事者を先行接種対象として、昨年12月1日から開始しております。

斜里町での医療従事者の接種につきましては、12月13日から国民健康保険病院にて開始され、医療従事者185名が接種を終えております。

次いで、高齢者施設の入所者、施設従事者については、1月29日にそれぞれの施設を巡回し、対象者281人への接種を完了しました。

今回の追加接種では、予約の混乱を防ぐことを目的に、町民が自ら日時を予約する方式から、2回目の接種を終えられた町民の方に対し、あらかじめ接種の日時を指定、会場に来ていただく方式へ変更させていただきました。1月18日と1月25日の2回に分けて60歳以上の町民4001人に対し、日時を記載したはがきを発送し、1月21日に接種

券を発送しており、日時変更については、1月19日8時から電話とインターネットの両方で受付を開始したところです。また、2月1日には60歳以降の町民4148人に日時を記載したはがきを発送、2月8日に接種券の発送を終えております。

集団接種では、1月31日のウトロ漁村センターでの接種を皮切りに、翌2月1日からゆめホール知床におきまして高齢者の集団接種、2月21日から一般町民を含めた集団接種を開始し、3月7日までに昨年9月までに2回目接種を終えた18歳以上の町民約8千人への接種を完了したところです。

この後3月下旬には、5歳から11歳までの小児接種に向けた接種券送付、小学校6年生で12歳を迎えられた町民への集団接種を予定しております。また、4月以降に接種を希望される方については、町内の医療機関で個別接種が可能となるよう、三師会との協議を進めているところです。

町では、より多くの町民の方々に安心して接種を受けていただけるように、今後も万全の対策を講じるとともに、一人一人が気をゆるむ緩めることなく、感染防止策に努めていただくよう引き続き啓発をしていく考えであることを申し上げ、新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてのご報告といたします。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金事業について、ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯への経済的負担軽減を図るため、ひとり親世帯およびひとり親世帯以外の二つの枠組みにより子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施いたしました。

ひとり親世帯については北海道が実施主体となり、令和3年4月分の児童扶養手当受給者や新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯等を対象に、ひとり親世帯以外については、町が実施主体となり、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者かつ住民税均等割非課税の方、また、ひとり親世帯同様、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯等を対象に支給したところです。

町によるひとり親世帯以外への支給については、広報や町のホームページを通じて情報提供したほか、8月に児童扶養手当受給世帯を除く20歳未満の子どもがいる全世帯に対し個別通知をし、周知徹底に努めたところです。

最終の支給状況についてであります。ひとり世帯については、合計79世帯、対象児童数128名に対し640万円と北海道より実績報告を受けており、町の実施したひとり親世帯以外への支給は、45世帯、対象児童数97名に対し485万円を支給し、いずれも2月28日出生児童までを対象に事業を完了したところです。

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て家庭への支援は、その後も新たな給付制度が設けられ現在も対応しているところがございますが、引き続き対象となる方に支援が行き届くよう努めてまいりますことを申し上げ、子育て世帯生活支援特別給付金事業についてのご報告といたします。

次に、特別宿泊飲食券等の実施状況についてご報告いたします。

コロナ禍による厳しい経済情勢の中、売上げが特に大きく減少している飲食サービス業や観光業を支援するため、昨年11月臨時会議での補正予算によるまんぷ食うポン+2.0と、アクティビティークーポンの発行により、12月以降の需要喚起を図ってきたところです。

まんぷ食うポン+2.0は、昨年11月30日に販売を開始し、途中12月13日から町民以外の方へも販売対象を拡大させた上で、販売額6800万円、額面総額1億2000万円分のクーポン券を12月22日までに無事完売いたしました。販売開始から年末までに約40%、年末年始に約25%、年明けから1月末までに約20%強、残り約10%強が2月以降に使われたと推定され、3月4日現在、93.4%の換金を終えているところです。途中、それまでの使用状況とコロナ感染症第6波の影響等を総合的に勘案して、当初1月30日までの使用期限を2回の延長により3月13日までといたしました。今回のクーポン券の発行は、総じて事業者からも利用者からも好評だったものと聞いているところです。

また、旅行者向けのアクティビティークーポンは、冬期分として1月25日に販売を開始し、販売額1370万円、額面総額2055万円分のクーポン券を発行し、間もなく完売する見込みです。第6波の中、大変厳しい流水観光ではありますが、若い方を中心とする個人型・体験型観光のみは比較的順調であり、流水ウオーク、スノーシューツアー、流水浴、流水ファットバイクなどの各種アクティビティが好調で、クーポン券の発行はその一助になったと聞いているところです。

厳しい状況の中、商工会や観光協会の全面的な協力のもと、事業者の努力によってクーポン券による需要喚起の効果が得られたことに安どしていることを申し上げ、特別宿泊飲食券等の実施状況についてのご報告といたします。

次に、観光客の入込状況等についてご報告いたします。

令和3年度の観光客の入込状況ですが、お手元に配付している資料1のとおり、1月末日現在で、総入込数は約51万9300人、宿泊者数は約18万5700人となっており、宿泊者数の前年比は6.1%減、一昨年比では53.4%減となっています。

資料2のグラフでは、コロナ禍の第4波、第5波に見舞われた春から秋の観光シーズンに甚大な影響がありましたので、今年度最後の望みとして、2月から3月の流水観光に期待していたところですが、1月中旬以降、第6波に見舞われて再び厳しい状況となり、観光関連事業者には昨年度以上に極めて厳しい1年となったところです。

2月の流水期の主力商品である添乗員随行型のツアーは催行キャンセルが相次ぎ、大幅に低迷した中で、公共交通機関やレンタカーを使用した個人型観光の動きはよく、先ほど申し上げたとおり、アクティビティでの健闘が見て取れました。道の駅うとろ・シリエトクも2月の入館者は15カ月ぶりに2019年の同月を上回り、同時に2月としては、過

去15年間で最も多い入館者を記録したところです。

ウナベツスキー場は、1月16日に営業を開始し、途中、機械設備のトラブルにより約1週間の臨時運休を余儀なくされましたが、天候にも比較的恵まれ順調に推移し、2月末日現在で前年を若干上回る輸送人員は、過去3年で最も良い状況となっているところです。なお、ウナベツスキー場の運営経費の不足分について、例年同様、今議会において補正予算を計上させていただいておりますので、議員各位のご理解とご承認を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの影響を受け、全体としては、極めて厳しい1年となっているところであり、観光関連事業者への影響が大変懸念されていますが、何より新型コロナウイルスが早期に収束し、ゴールデンウィーク以後の春夏観光への影響が最小限に留まることを願いつつ、関係者とともに尽力してまいることがを申し上げ、観光客の入込状況等についてのご報告といたします。

次に、普通交付税の再算定の結果についてご報告いたします。

これは去る12月の国の補正予算により、令和3年度の普通交付税について再算定が行われることとなったものです。

この再算定には三つの内容が含まれており、一つ目が、臨時財政対策債償還基金費の創設で、斜里町の増加分は7297万6千円です。令和3年度の臨財債を償還する資金とするため、基金の積立てに要する経費が措置されるもので、実質的には交付税の増額とはならないものです。そのため町としては、普通交付税で措置される同額を臨時財政対策債の起債額から差し引く対応をとることとしております。

続いて二つ目には、臨時経済対策費の創設です。12月の国の補正により生じるとされる補助事業の地方負担分を想定して措置されるもので、斜里町は7263万8千円の増額です。

さらに三つ目に、当初算定時の調整額の復活です。調整額として減額されていた経費の復活で、斜里町は359万3千円の増額です。

結果として、この再算定による三つの総額で1億4920万7千円の増額となり、普通交付税の変更決定額は35億8667万6千円となります。ただし、臨財債については7297万6千円の減額とするため、実質的には7623万1千円の増額となっております。

本議会の補正予算においては、この再算定結果に加えて補正財源として留保していた資金も含め、普通交付税、臨財債の調整を行っております。町としては長引くコロナ禍の中、また多くの課題を抱え今後も厳しい財政状況が予想される中、今回の再算定は貴重な財源となることから有意義な活用となるよう熟慮を重ねてまいりる考えであることを申し上げ、普通交付税の再算定の結果についてのご報告といたします。

次に、町内で死亡した野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認についてご報告いたします。

高病原性鳥インフルエンザウイルスはカモなどの野生の水鳥の多くが無症状のままウイルスを運搬する一方、鶏などの家きんに感染すると大量死を引き起こす疾病です。通常、感染した鶏と濃密に接触するなどの特殊な場合を除いて、人への感染はしないと考えられています。

町内での高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認経過につきましては、2月8日に町内で回収された死亡鳥獣ハシブトガラス1羽について、簡易検査で陽性反応が確認されたため2月14日に遺伝子検査が行われた結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたところであります。このことから環境省および北海道での高病原性鳥インフルエンザウイルス確認の公表後、町では直ちに、ほっとメール、ホームページなどにより、情報発信に努めたところです。また、その後の対応としては、北海道が野鳥監視重点区域として、回収地点から半径10キロメートルの区域内の緊急調査を2月15日から3日間行い、新たな死亡鳥類の発見はされなかったところであります。その後も定期的な調査活動を継続し、感染範囲の状況把握などを実施し、新たな発生等がなかったことから、最終翌日から28日後に当たる、昨日3月8日をもって、野鳥監視重点区域は解除されたところであります。

改めまして、近隣市町でも同様の事例が頻繁に確認されている状況であることから、引き続き、環境省や北海道との連携、情報共有を図り、野鳥の監視を継続していくことを申し上げ、町内で死亡した野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認についてのご報告といたします。

次に、令和4年度国保病院の診療体制についてご報告いたします。

病院の診療体制充実に向けましては、日頃より関係機関等を通じ、要請活動に努めてきているところであります。

このたび、令和4年4月1日付で新たな常勤医師として、整形外科医師の森下修医師51歳の採用が確定したところであります。

新たに1名の常勤医師を採用しますことから、令和4年度国保病院の診療体制につきましては、内科2名、外科2名、整形外科1名の常勤医師体制による内科、外科、整形外科の診療となりますが、整形外科につきましては、当面の間、3名の非常勤医師の協力もいただきながら対応してまいります。

また、小児科、産婦人科外来の診療につきましては、引き続き旭川医大からの協力をいただきながら診療体制を維持するとともに、皮膚科外来診療につきましても、1名の非常勤医師の協力をいただきながら継続してまいります。

今後ともさらなる診療体制の充実を目指し、関係機関等との連携に努めてまいりますことを申し上げ、令和4年度国保病院の診療体制についてのご報告といたします。

次に、建設工事等の発注状況および進捗状況についてご報告いたします。

はじめに発注状況ですが、2月14日現在で、13回の入札を執行しておりますが、そ

の内訳は、土木工事36件、上下水道工事で33件、建築工事で8件、業務委託で14件、物品購入で13件、その他18件、さらに売払い2件、借上4件で、合わせて128件、契約金額は11億2022万1410円であり、発注率は100%となっております。

年度末を控えての工事の施工に当たりましては、冬期の厳しい環境の中で作業事故も多発する時期であることから、現場監督員を通じて、安全確保と事故防止に努めるよう指導徹底を図っておりますことを申し上げ、建設工事等の発注および進捗状況についてのご報告といたします。

次に、児童、生徒の全国大会への出場についてご報告いたします。

斜里中学校スケート部1年生の丸子颯大さんが、本年1月7日より苫小牧市で開催された、第52回北海道中学校スケート大会、スピードスケート競技の男子3千メートルおよび5千メートル種目において、それぞれ成績を収め、1月29日より長野市で開催された、第42回全国中学校スケート大会に出場し、1年生ながら各種目で検討しました。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、部活動が制限されている困難な状況下での活用活動を活躍を喜ばしく、また頼もしく思うところです。

今後も大いに活躍してくれることを期待し、児童、生徒の全国大会への出場についてのご報告とし、町政報告といたします。

午前10時30分

◇ 議案第56号 ◇

●金盛議長 日程第5、議案第56号、定住自立圏の形成に関する協定締結について、を議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 (議案第56号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第56号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。久野議員。

●久野議員 いくつか確認させていただきます。私は、2015年9月の定例会議におきまして、新たな広域連携ということで、この定住自立圏を、ぜひ斜里町も進めていただきたいという趣旨で質問いたしましたが、当時、馬場町長は、行政機能が中心市に集約されることを前提での連携が視点であるとの懸念から、加わらないということになっておりました。今回このように、網走市との連携を深めていくといったことは大変私はいいことだと思っておりますけれども、そのときの社会状況というか、どのように変化したのかということをお聞かせください。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 この間、いろいろな人口減少だとかそういった部分で社会情勢が大きく変化してきているというところはいろいろ状況があると思います。今現在、斜里町と

網走市の中でも、いろいろな事業、連携して取り組んでいるという部分は、多々あるかと思えます。医療ですとか、社会福祉ですとか、社会教育ですとか、いろいろな部分で。状況としては、一緒に連携しながら取り組んでいるという部分は多々あるところがございます。

そういった部分につきましては、もう既に取り組んでいる部分もございますので、今回新たに定住自立圏という部分で、取り組みをさらに進めていくことによって、例えば交付金の措置があるですとか、そういった部分の財源的なメリットもございますし、改めて1市4町でというところで考えてございますけれども、そういった全体的な取り組みの中で、さらなる取り組みを進めていければというところも含めて、今回、協定を結んだと。あくまで協定は1市1町の間でございますけれども、幅広く取り組みを進めて、連携しながら取り組みを進めていくというところの考えで、今回協定というところになったところでございます。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 当時、この定住自立圏にこだわらず連携を深めていきたいと、各町村と。その中には、例えば北網圏医療の会議、正式な名称はちょっと忘れちゃったけれども、北網圏地域医療構想調整会議だったと思うのですけれども、そういったものだとか、それから最近では廃棄物の連携、ごみ、やられています。それから、JR釧網本線沿線協議会などございますけれども、この定住自立圏の協定ができることによって、今まで構築されていたものの、この定住自立圏の立ち位置というのはどのようになるのでしょうか。全く横並びになるのか、これらを統括する立場になるのか、全くわからないところがありますので、そこら辺を教えていただきたいと思えます。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 多々いろいろな分野の中で、この協定書の中でもいろいろな医療ですとか、今言っていただきました地域公共交通ですとか、それぞれの分野において、取り組みを進めるというところはございますけれども、統括というところではないというふう考えております。

その共通する課題において、1市1町の、取りあえず1市1町の中で、連携して取り組む部分に関して、進んでいきたいと思いますという部分になろうかと思っております。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 それに関しては理解いたしました。それから、当時ちょっと各論的になりますけれども、フルセット行政からの脱却ということが、これ一つの、大きな柱だと思います。例えば、斜里町にはプールがないだとか、その代わりにゆめホールがあるよ。ただ体育館がないよと。相互に、網走市とないものを補っていくということが、私は非常に重要だと思うのです。

当時、水泳をやっている、体育協会に加盟している団体がいまして、川湯、あるいは網

走まで送っているのだと。網走ではなく清里まで送っているのだと。そういったことで、随分いい成績を収めて頑張っているというグループがいましたけれども、この条項の中を見ますと、3番の教育ということが述べられております。その中で、パブリックコメントが6月、懇談会がその前に設置されるということで、その前に、例えばそういう文化団体、スポーツ団体においては、こういった協定によって、施設など使えるのではないかとという新しい芽が出てくるのではないかと思うのですけれども、そういった団体に対しての情報提供というか、これからされていかれたほうが私はいいと思うのですけれども、懇談会の設置の前に、そこら辺はどのように考えておりますでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 久野議員のおっしゃるとおり、一つの自治体で今後、公共施設をどのように維持していくかという部分はなかなか大きな課題であろうかと思えます。

そういった部分に関しては、斜里町だけではなくて、どの自治体でも同じく大きな課題になっていくかと思えます。

そういった部分も、おそらく議論の一つには出てくることは想像されますので、今段階でどういう中身かというのは、何とも言えないところがございますけれども、そういった部分も当然課題としては出てくるだろうと考えております。

パブリックコメントは4月に共生ビジョンをつくりまして、その議論を経てパブリックコメントなので、その後になるわけがございますけれども、その中で共生ビジョンをつくっていく中で、あくまで共生ビジョンは自治体間の課題の協議にはなってくるかと思えますけれども、いろいろな町での、運営している団体だとかそういった部分も当然ご意見というかお話の部分は必要になってくるかと思っております。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 あくまでも、これによって住民、町民が主役でございます。主役だと私は思っておりますので、その方々が、このフルセット行政の脱却から、随分便利になったなど、いい思いができるなというふうになるように、ぜひ調整を深めて、頑張りたいなと思えますけれども、そこら辺はどう考えておりますか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 これから懇談会を設置して、ビジョンを策定していくということが大きな事業になってきますけれども、今のところ懇談会では、20名の委員を予定しています。その中で、斜里町からは4名を予定しているのですけれども、一応割り当てられた中には、教育分野としまして社会教育委員が、斜里町からは出る、割り当てになっています。

そういう中では、社会教育委員さんも含めていろいろまた、議員のおっしゃられた部分のことも含めて、事前に協議して臨んでいただくというような形になるかというふうに思います。

また、社会教育委員の関係では大空町からも、同じように委員として出るということに

なっておりますので、そちらとの連絡調整も含めて、よりよい方向になっていければなどというふうに考えております。

●金盛議長 ほかございませんか。宮内議員。

●宮内議員 この様々な行政課題に対して、関係する近隣自治体が、定住自立圏の形成という取り組みを行っていくということはやはり必要なことではないかというふうに思いますけれども、その中で、示された議案の資料に協定書案が示されています。協定書案の4ページに、環境に関する取り組みとして、生活環境・衛生環境の向上というのがあります。ここに、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討するというのが記載されています。現在、新たな一般廃棄物処理施設に関しては、すでに1市4町が共通した施設を、中間処理として建設すべく準備が進められているというふうに承知していますけれども、それとの具体的な関係というのはこの定住自立圏構想というものの、そういった具体的な事業の取り組みとの関係というのはどうなっていくのでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 先ほどの久野議員のご質問にもありましたけれども、この枠組み以外にも様々な枠組みがございます。このいわゆる広域処理につきましては、先ほど宮内議員がおっしゃったとおり、別に1市4町の枠組みで今、具体的に協議しておりますので、そちらのほうが、具体的な協議についてはそちらがメインというか、そちらのほうで行うことになります。

こちらの協定の部分では、そのような、様々な、先ほど救急医療だとかそういう部分も含めて取り込まれているものを網羅した形で、項目としては取りあえず記載することになりますけれども、具体的議論については、広域処理の方法を、現在議論している協議会のほうでということになるかと思えます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 先ほど課長の説明と、この定住自立圏の形成に関する取り組みとして、具体的な事業が進めていかれる場合に、有利な財源措置なども講じられるという説明がされたかと思うのですが、このごみ処理に関しては、どのような財源の可能性が生まれてくるのでしょうか。先に示されていた、一般廃棄物の中間処理に関するそれぞれの自治体の財源については、過疎地域に指定されている町と、指定されていない市では、財源が違うわけですね。有利な財源を使用することが可能だというのは、どういうふうに、具現化されるのでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 このごみ処理に関しましては、いわゆる過疎地域に指定されている、斜里町を含めて、町については過疎債を活用することになるかと思えます。

一方で中心市である網走市は、この協定に基づいて特交措置がされますので、そういう

意味で過疎地域指定されていない網走市にとっては一つ、その枠組みに加わる際の有利な材料になるかと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 ごみ処理の中間処理施設というものが、別にもう決定したわけではないと思いますけれども、準備が進められているということで伺うわけですが、今の部長の答弁というのは、例えば網走市に対しては、ごみ処理施設の建設に関する費用について、具体的に、この定住自立圏の形成と関連して、具体的な新たな財源が示されているということなのですか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 先ほど申し上げましたのは、一般論としてそのような可能性があるということで、今具体的に網走市さんがどのような形で財源を確保されるかということは、まだ承知しておりません。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 よその自治体の懐のことでありますから、具体的な中身を承知していないというのはわかりますけれども、ただ、一緒に連携して事業を進めようとしている相手なわけですから、そしてもうすでに、それぞれの財源がどういう財源を使うのかということも、一般廃棄物の、建設計画の中では示しているわけですから、そういった情報を私は把握するべきだと思いますよ。

要するに私が言いたいことは、この定住自立圏の形成という考え方で、いろいろな連携を図っていくことは、やはり必要なことだと思うのです。国もこれを進めているわけですから、こういう連携した取り組みに対しては、その財源的な担保をしっかりとしてくださいということを、求めるべきではないかということなのです、ないとすれば。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 部長が言ったとおり、他市のことですから、うちのほうでとやかく言うつもりはないのですが、先ほど起債の部分が一つございました。ごみ処分場という場合は一般廃棄物事業債というのが、通常、適用になります。そういう中では補助分と単独分というのがありますので、ここでいう単独分がどういう扱いになるのかという部分でいくと、定住自立圏になりますと、地活債というのが出てきますけれども、それが使われるかどうかというのはちょっと疑問でありますけれども、いずれにしても、起債の面でないとすれば、あと有利な部分とすれば特別交付税措置、これが中心市に基本の額として8500万円交付されることになります。

現在、網走市は、大空町1町との協定の中でございますから、実は基本額も、従来4千万円から8500万円に増えています。この8500万円を基本としながらも、例えば面積、例えば人口、そして例えば、関係市町村数ということで、大空町と確か1町1市の関係では、関係市町村の倍率でいうと0.7ぐらいに、掛け算される部分なのですが、

1市4町になりますと、当然ながら、1、2倍くらいになるかというふうに思いますけれども、そういう部分で8500万円程度という部分のことがありますけれども、かなりそこに近づいていく金額になっていくのかなということで、網走市にとっては、実際ごみのところに、これを費やすかどうかというのは別の問題ですけれども、全体を通して財源措置が有利なほうに働く。すなわち我々の町村にとっては、網走市が中心市としての位置として、責任ある態度をとってもらうための財源として役立っていくのかなというふうに思います。

あと先ほど、久野議員のほうから環境の変化という部分がありましたけれども、これもやはり財源の環境の変化というのも大きいかなというふうに思います。先ほどから過疎債の適用があるということになったという部分ですけれども、正直言いますと、この指定がないうちは、うかうか、ほかの町との協定のところに踏み入れるのはちょっとどうかという部分は正直ありました。それは、厚生病院の部分のときもありましたけれども、やはりすぐ、財源措置が手元にないと、対ほかの町村との協議の中で、やはり臆する部分が出てきてしまうのです。そういう中では、斜里町的には環境は整ってきた。ほかの町と連携、協議をしていく上での環境は整ってきたのかなというふうには思っています。

●金盛議長 ほか、ございませんか。これをもちまして、議案第56号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第56号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第56号について、討論ございませんか。
（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第56号について、採決を行います。議案第56号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第56号については、原案のとおり可決されました。

午前10時56分

◇ 議案第57号 ◇

●金盛議長 日程第6、議案第57号、土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部を変更する規約について、を議題といたします。内容の説明を求めます。伊藤農務課長。

●伊藤農務課長 （議案第57号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第57号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

●金盛議長 これをもちまして、議案第57号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第57号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第57号について、討論ございませんか。
（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第57号について、採決を行います。議案第57号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第57号については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

◇ 議案第58号から議案第59号 ◇

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。日程第7、議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、から日程第8、議案第59号、斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、までの2件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 （議案第58号から議案第59号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第58号 質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第58号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 介護職員や子育て支援に関わる働く人たち、それから看護師さんなどの職種においては、一般の平均的な給与水準から比較して低い水準にあるということが問題だということ、以前から言われてきたかと思うのです。

今回、そういった人たちに対する処遇改善を国も示して、それに基づいて、斜里町も条例改正を行って、手当などの引き上げを行うということですので、そのことについては、基本的には結構かなと思うのですが、例えばそれぞれの職域、先ほど説明があったかと思うのですけれども、国が予算措置をする範囲というのが、全ての、例えば子育てに従事する全ての人たちを対象としていないと。例えば病院だとかでも、医療に関わる全ての職種の人たちを対象としていないという、そういう予算措置が講じられているということで、9

千円と3千円の処遇改善が、全ての例えば病院においても、3千円を全ての医療従事者に引き上げるとすれば、財源は不足してしまうということが考えられるわけですが、それについてはどのような考え方で対応しようとしているのでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 財源の部分に関しまして、今回、町の処遇としては、ご説明の繰り返しになるのですが、今回の交付金の対象の職種だけではなく、医療、保育に関する部分に関してはかなり幅広い形で、交付対象というふうにさせていただいたところでございます。その中で、交付金対象の部分もありますし、そこ以外の財源、一般財源ですが、その部分で見ながらやっていく部分になるかと思っております。

なお医療部分に関しましては、現在3千円というふうになっておりますけれども、今後、国において引き上げの見込みになっているという部分がございますので、その状況が変わった部分で、また改めてそこは変えていくことになるかと思っております。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今後、新たな対応も考えられるということだろうと思うのですが、しかし、現状においては、全ての職種を対象としていないという課題があるということですね。

例えば今病院について伺いますけれども、病院勤務の職員にあっては月額3千円とするということが記載されていますが、これは、病院独自の会計の中から、この分を算出していくということになるわけですか。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 この後、補正予算の提案を予定しておりますけれども、病院職員につきましては、その他の給料、人件費等につきましては、病院事業会計でも計上し執行しておりますので、この処遇改善手当についても同様に、病院事業会計から負担をするということになります。

詳細は後ほど、補正予算のところでも触れることになるかと思っておりますけれども、この条例改正の資料にありますとおり、補助金の制度が創設されているという状況になっております。この補助金につきましては、令和4年2月から9月までの期間で、この改善を行った内容に対しての交付がされるという予定になっております。

補助金につきましては、それぞれ交付の基準ですとか、内容がありますけれども、看護職員の人数等に応じて交付がされるという算定方式になっておりますので、その範囲内での、交付金についてはその基準に沿った交付になるかと思っておりますけれども、今回、この手当の創設に当たっては、看護職員以外の職員にも対象を拡大して支給するというので、対応を進めることで予定をしております。

ここは補助金のQ&A等でも示されておりますけれども、交付金についてはあくまでも、それぞれの月の初日に在職する看護職員の数に応じて交付金が算定されるという内容になっておりますけれども、病院の判断等において、看護職員以外の職員について拡大するこ

とについても可能であるということで、補助金のQ&Aにも示されておりますので、そういった形に沿って、国保病院としては対応したいということで今回の改正内容を示させていただいているという状況でございます。

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 私も今回の処遇改善に関する部分で質問させていただきます。委員会のほうでも、一応、説明を受けてきましたけれども、これ全体的な部分で、今回、介護職員という部分で多いと思うのですけれども、今後、職種間の給与のバランスという部分に関しての課題などは出てこないのでしょうか。

というのは、これ9月までの処置ですよ。そのあとはもしかしたら交付金、交付税措置が予定されているというふうになりますけれども、最終的に、私がちょっと心配するのは、各職種においての給与バランスというのが、全体的に保たれていくのかなという部分、それともう1点は、10月以降についてという部分の交付税の算定になるかもしれないというのと同時に、それが利用者負担のほうに転嫁されるような可能性というのがないものなのでしょうか。

そこら辺が、どうしてもそのまだ財政的な部分が明記されていませんし、ではその財源というのを、今後どこに持っていくのかなというふうになったときに、利用者負担、すなわち保険料の増加という形につながるような動きというのはないのでしょうか。そこは確認させてください。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 今回の手当の創設につきましては、補助金の要綱等言えば、月例的な給与改善につながる、改善方法で対応してということで示されておりますので、考え方としては、基本賃金を上げるか、今回のように、月例的な手当ということで対応するかということで、方法が2通りあるかと思えますけれども、今回につきましては、実際に現場で対応している職員ということでいうと、コロナ対応等もありますので、固定というか、定額で改善したほうが、職員間の均衡というか、実際に現場で携わっているという形で言えば、平等という言葉が正しいかわかりませんが、定額の手当で対応するということが、不均衡を生じないということで、対応を考えて今回手当てということで、対応させていただきたいというふうに考えています。

基本的な賃金等については、従来も人事院勧告等に沿って対応してきたかと思えますので、そこは職種間等の内容については、給与表も職種に応じて対応してきているところがありますので、そこは、国の制度なり等を勘案しながら今後も対応していくことになるかと思えますので、現段階の補助ですとか内容等を考えたときには、手当で対応するのが均衡がとれる形ではないのかという判断で、今回対応させていただいております。

またこの3千円の関係は、後ほど補正のところ詳細に触れる形になると思えますけれども、9月までの間は、先ほどお話したとおり補助金で対応するという形になっておりま

す。10月以降の対応はということになるのですけれども、看護職員等については、診療報酬改定が予定されていまして、その中で、この処遇改善に関わる内容を、一定の措置を講ずるということで、検討中という内容になっております。

ただし、この検討内容が今段階ではまだ明らかになっておりませんので、こういった形で診療報酬が改定されて、それが、例えば、病院の収入という形で、こういった形で反映されるのかというのは、まだ明らかになっていない状態になっておりますので、非常に、こういった形になるのかというのは心配しておりますけれども、診療報酬改定に、この中身が、今後含まれるということになりますので、そういった形で言えば、精査する中でいうと、診療報酬という形で、患者さんが負担する中に含まれていくことになるかというふうに思いますので、そういったことでいうと、利用者負担に全く反映されないという中身ではないというふうに思います。

ただ、今申し上げたとおり、こういった形で診療報酬が改定されて、例えば処遇改善に関わる別枠加算という形になるものなのか、通常の診療報酬の中に、改善分も含まれるという形での診療報酬改定になるのか、ちょっと今段階では明らかにされていけませんので、わかりかねるところがありますけれども、そういった形の内容になるかというふうに思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 病院のほうはわかりましたけれども、同時に、例えば保育職場の現場などで、先ほど言ったような、もともと基本的に給与という部分の見直しというのが必要だと町も思っていたときのこういう処遇改善の部分でというふうに受け止めて、今後、変わっていくといいのですけれども、全体的なその給与バランスという部分の考え方の中、10月以降に関して、今後、先ほど、病院のほうに聞いたのと同じ内容なのですけれども、財源的な措置というのは、これからも継続が大丈夫なのか。そして、今、特に保育などに関わる部分は、保育料というのは、今、無料に、国からという形になっていますが、その辺の町の対応の中では、給与が基本的にここちょっと変わっていくという部分では、どのように捉えて、今後これを継続されていくような、状況を考えていらっしゃるのか伺います。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 給与のバランスという意味では、先ほど病院の次長から説明もありましたとおり、本俸に関わる部分に関しましては、今までも、人事院勧告ですとかそういった部分での、給与表の改定の部分に応じてきているところがございますので、その部分での、合わせていくという部分は現状ないという状況でございます。手当で創設するというところになってございます。

保育士、子育て関係の職種に関しては、特に人材確保は難しいという部分も踏まえて、国の施策と、あと人材確保の観点も含めて総合的に判断して、今回の処遇改善手当という部分で創設したという状況として組み合わせてもらったという部分で、手当としての支給とい

うふうに考えているところでございます。

10月以降につきましては、交付税措置だとかがされるというふうになっているという状況になってございます。こういった内容で入ってくるかというのは、なかなか見えない部分もあるのですが、現状それ以降に関しては交付税措置がされるという状況になってございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今回の条例改正は、この職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、保育職等ということで子育て支援に関わる職域と、病院、医療に関わる職員ということですけれども、国が示している、様々な働く職域における処遇改善の中には、介護職員の処遇改善ということも、国としてはやると言っているわけですね。その取り組みを町としてはどのような対応になるのでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 今回の処遇改善手当の部分につきましては、11月の部分について閣議決定された分に依拠して、町のほうで検討させていただきまして、いろいろな職場に関して状況判断をしながら、手当の対象とする職場を決めていったという部分でございます。そこに関して、今回、医療と子育ての部分に関して手当を創設するというふうにしたということでございます。それ以外の部分に関しては、今回の手当支給の対象にはしなかったという形でございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 よくわからないのですが、病院と、それから子育てに関しては保育所を斜里町は持っている。病院も町立の病院を持っているということから、こういう具体的な(1)、(2)の保育職場等と病院勤務という表現が出てくるのかと思うのですが、介護に関わるサービスの提供というのは、ほとんどが直営で現時点ではやっていないというところから、直接的なこの条例改正というものには結びつかないということかなというふうに理解しますが、しかし、介護サービスを提供する事業所というのは町内にたくさんあるわけですね。そういった職場といいますか、事業所で勤務する職員に対する処遇改善というのは、どう取り計らっていくのかということを知りたいです。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 民間の事業所につきましては、民間事業者のほうも同じくこの部分を、道の補助金申請を行いますので事業所ごとに申請されるというところになります。

また、町のほうの直営の部分でいくと、包括支援センターのほうが介護の部分に該当するところですが、こちらのほうにつきましては、補助金のそもそも対象とする部分の職場のほうに選定されていないという部分も含めて、近隣自治体の部分も紹介をさせていただきました。

近隣自治体のほうにつきましても、この部分の処遇改善は取り組む予定はないという部

分も踏まえて、総合的に町のほうで、ここの介護の部分については手だてをしないという判断をしたところでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今、部長から包括支援センターが、直接介護に関わる職域としてあるという答弁がありましたけれども、そちらで働いている方というのは、給与という処遇で考えますと、高い水準で維持されているということなのですか。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 高いか低いかというところではないかと思えます、あくまで人事院勧告に基づいて設定をしているところというふうに認識をしております。

今回、その包括支援センターの部分の補助金の条件としまして、過去にもこの介護職場の部分については、処遇改善という部分の制度の取り組みが、幾度と取り組みをされてきております。

今回の補助金の部分の前提となる部分も、処遇改善を実施している事業所という部分の定めがあって、町としてその部分、対象となるかならないかという部分を含めて、振興局だとか近隣自治体のほうにも紹介をしたというのが経過でございます。

●金盛議長 ほか、これをもちまして、議案第58号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第59号 質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第59号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

ないようですので、これをもちまして議案第59号についての質疑を終結いたします。

議案第58号および議案第59号については、補正予算を伴いますので、討論採決を保留とし、補正予算質疑の終結後に討論採決を行います。

◇ 議案第60号から議案第67号 ◇

●金盛議長 日程第9、議案第60号、令和3年度斜里町一般会計補正予算（第11回）について、から日程第16、議案第67号、令和3年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について、までの8件を、一括議題といたします。内容の説明を求めます。はじめに、議案第60号から議案第65号までの説明を、鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第60号から議案第65号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前12時02分

再開 午後 1時00分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。補正予算の説明を続けます。鹿野財政課長。

- 鹿野財政課長 （議案第60号から議案第65号 内容説明 記載省略）
- 金盛議長 次に、議案第66号の説明は、武山国保病院事務次長。
- 武山国保病院事務次長 （議案第66号 内容説明 記載省略）
- 金盛議長 最後に、議案第67号の説明は、榎本水道課長。
- 榎本水道課長 （議案第67号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第60号質疑（議会費から総務費まで） ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第60号、令和3年度斜里町一般会計補正予算（第11回）について、の質疑を受けます。

一般会計補正予算については、予算説明書のページを区切って進めてまいります。はじめに歳出30ページ議会費から、38ページ総務費、30ページ議会費から38ページ総務費までの質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 35ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費で、お聞きします。

町長の町政報告でありました、まんぷクーポンプラスなのですけれども、事業所も利用者も大変好評だったとお聞きしましたが、今の段階で今回は、当初から変わってまん延防止期間が延長になってその中での運営ということになったのですけれども、未換金がまだあるということなのですが、この部分については延長をせずに、3月13日までに皆さんにご利用いただくという考えでよろしいのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 まだ換金されず、あと6%強残っておりますけれども、それは使われていないということでは必ずしもなくて、事業者さんの手元にまだあって1週間に1回ずつ締め切りをつくって振り込みを指定しているのですけれども、そういった関係であとワンサイクル、あと2回、今週の金曜日と来週の金曜日という形で受付がありますので、その間に恐らく持ってこられて99%、98%が使われて終わりということになるのかなと思っております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 皆さんが、買われた方もしっかり利用されるのであれば、延長しない中でされるということで確認がとれました。

当初、先ほども言いましたけれども、このようにまん延防止措置期間が延長になる期間での運用になるということは見込んでいなかったと思うのですけれども、当初この計画をしていたときの飲食店や宿泊業、いろいろな体験型のところだとかがあったと思うのですけれども、そこの利用状況というのですか、当初見込みと大きな違いなどがあれば教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 昨年もまんぷクーポンを1回やっておりましたので、それとほぼ似

たような利用実績になっております。宿泊施設で上位にきているところもございますし、あとは飲食店、比較的規模の大きい飲食店での利用が多いのが現状ですが、そうはいつでも広く、数十件の飲食店などで満遍なく使われているという言い方もできますので、そういう意味で、特に以前のようなプレミアム商品券のように、上位5社で6割、7割が使われるといった現象は起きていないところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 限定されない中で広く使われたということは大変よかったと思うのですが、私たちの生活もコロナ禍によって、2年間にもなると生活スタイルが変わってしまった中で、家族で出かけることはあっても、なかなか仲間だとか、そういった形での出かける機会というのが減ってきて、今後こういう飲食店などが特に影響が大きく、今後もあらわれてくるのではないかなと思うので、それに対応した何か支援策ではないのですけれども、何かそういうものを、皆さんで出掛けるような企画なども今後していかなければ、落ち込んだままの状態になってしまうのではないかなと思うので、そういう企画なども今後検討してみるのはいかがでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 現時点で新年度予算も含めまして、次の需要喚起策、もしくはコロナによって経済の状況が変わってしまったことに対応したものというのは、ご用意しておりません。先ほどコロナの臨時交付金の中で説明がございましたが、本省繰越というほうで、一定の枠は新年度に繰り越されるわけですが、状況によって、またその次の手を考えるということになります。この2年間のコロナの状況が終わった後に、斜里町経済としてどのようなふうになるかというのはまだちょっと見通せていないのが現状ですので、新しい案を現時点で用意はできていないということでございます。

一般的には融資制度などもございますので、そういったものの対応の中で、各事業所が工夫して対応されるのがまず基本としてありますので、その後、我々としても、どこをサポートすべきかというのを、商工会などとともに検討していきたいと考えているところでございます。

●金盛議長 ほか、ありませんか。宮内議員。

●宮内議員 36ページの子育て世帯生活支援特別給付金について伺います。これについても、今日の町長の町政報告で、ほぼ手続きが終わりつつあるということでひとり親世帯分以外については、引き続き対象者の給付手続きを進めるという報告があったかと思うのですが、予算に対して、事業費の確定で、こういった更正が行われるということについては、理解といたしますか、そういう予算手続きが行われるということについては分かるのですけれども、特に子育て世帯への臨時特別給付金は、1500万円と非常に多額に上っていますけれども、この大きな更正をする理由は何なのでしょう。

●金盛議長 鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 ただ今の宮内議員の、新型コロナに関連する子育て世帯への給付金について、執行残が今回多いということについてのご質問にお答えをいたします。

まず36ページ5番目の、子育て世帯生活支援特別給付金のほうでございますが、こちらのほうは、昨年4月の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、非課税の方、世帯というのが基本対象となっております、またそれに加えて、高校生世帯、それから家計急変の世帯ということになりました。実は対象者の抽出は、非常にわからない部分が多くございまして、この抽出といいますか、その対象者の数につきましては、令和3年2月の児童手当の受給者に対して、国のほうから補助金申請に用いる係数が示されておりまして、それに基づいて積算したところ、180人ということで、子どもの数を積算したところですが、ただ、結果としましては、町政報告のほうでご説明させていただきましたが、97人ということで、見込みよりも下回ったということでございます。

次に、36ページ6番目の子育て世帯への臨時特別給付金事業費です。こちらのほうは1540万円ということで大変大きな執行残となっております。1人10万円ということで、154人分ということです。こちらのほうは、令和2年度に同じく子育て世帯への臨時特別給付金というものを一度給付しているのですが、令和2年度につきましては、児童手当を支給していた人とプラス公務員ということで、ある程度の予想がついたところがございます。ただ、令和2年度は実際のところふたを開けてみると、公務員分が結構ぎりぎりだったということがありまして、今回につきましては、少し、不足が生じないように、多めに見積りをしたということがあります。子育て世帯の臨時特別給付金の児童手当、中学生分、また公務員の中学生分については、安全率ということで1.1%掛けにしたということ。また、高校生につきましては、委託先のシステム会社のほうで抽出をいたしまして、若干多めに見積りをした結果としましては、これだけ不用額が生じているというところでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 いずれにしても結果として、不用額が出てきたということなのではございますけれども、先に説明があった子育て世帯生活支援特別給付金のほうについては、もともと国の基準に基づいて積算をしたと。対象者が約180人になったという説明だったかと思うのですが、これが半分ほどにも、町政報告では半分ぐらい、97人ですね。半分まではいかないのですが、大幅に対象者が減っているということなのではございますけれども、基準が変わったわけではないけれども、人数が変わったということはよくわからないのですが、どうしてなのでしょう。

●金盛議長 鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 基準が変わったわけではなくということではございますけれども、まず、基本となります令和3年の2月分の児童手当の受給者というのが、1092人という数字でございました。それに対して、国のほうで計数として0.15掛ける100の数字が示さ

れておりまして、163という数字が出たのです。そちらのほうに不足が生じないようにということで若干足して、町のほうで180というふうにしております。

積極支給ということで、まずこちらのほうで把握が可能な世帯に対しては、7月30日に一括支給をしております、そちらの後、対象になれるか、新しく児童手当を申請されたりだとか、状況が変わられた家庭については積極支給というのをしていきましても、結果としては、先ほどご説明しました数字にしかならなかったというところがございます。

●金盛議長 ほか、若木議員。

●若木議員 同じく35ページの新型コロナウイルス感染症対策事業で、予算説明資料の4ページの新型コロナウイルス検査支援事業のことでお聞きします。

この事業の中の①なのですが、新規の平常時での購入助成なのですけれども、こちらのほうは、この説明の中で、無症状で不安を感じる人が検査を受けられるということなので、本人の判断で検査をする方に対する支援ということで考えてよろしいのでしょうか。

●金盛議長 答弁保留のまま暫時休憩といたします。再開を2時25分といたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時25分

●金盛議長 休憩を解き会議を開きます。保留中の答弁から、高橋民生部長。

●高橋民生部長 本人の判断で購入できるのかという部分でいきますと、購入は可能です。昨年の秋ごろから、この医療用の抗原検査キットの販売のほうは、薬局のほうで進められております。現在も在庫があれば販売のほうは、薬局さんのほうでしていただけるという部分で、町内のほうで確認できているのは、中島薬局さんのみとなっているところがございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 では旅行などに行かれて、自分が感染したかどうかなどを、自分で帰ってきてから、自らやる方に対してのこれが支援になるということで捉えていいということですか。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 そのとおりでございます。あくまで平時に、購入をしていただいておりますという部分が、心配される部分の解消になるというふうに考えているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 この、今お聞きしましたら、取り扱う事業所が町内においては、一つの事業所しかないということなのですけれども、この説明では薬剤師の説明を受けて購入とありますので、町外で購入してもそれが対象になるのか。あくまでも町内の事業所だけになる

のか、そちらのほうを教えてください。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 こちらのほう現在のところは、町内の薬局ということで限定していきたいと思っております。というのは、こちらのほうを販売をするに当たって薬剤師から説明を受けて、それに対して、その使用方法に同意するという部分で同意書に記載をするところ です。

実際に、その記載をする部分で、町外で購入する分、それは町外でも購入はできると思 いますけれども、町の助成制度としては中島薬局さんにご協力を願いながら、事業を展開 する部分で調整をしておりますので、中島薬局さんのほうで、1千円を割引いた形で販 売をしてもらおうという部分で今、打合せをしているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 買った人が後で申請するのではなく、購入段階でこの助成がなされたものを 町民の方が購入して、それで検査をするという仕組みになっているということによろしい ですか。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 そのとおり今、進めております。ただ、中島学薬局さんのほうでも、同 意書を取る部分で説明時間を要しますので、どっと集まってこられるとさばけないという 部分もありますので、事前に医療年金係のほうに申込みをしてもらって、在庫の部分と受 け入れの人数辺りを調整しながら、購入をしていただきたいというふうに今調整をしてい るところでございます。

●金盛議長 ほか、小暮議員。

●小暮議員 35ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費のところから、公式LINE機能構築業務委託料のことでお聞きいたします。説明資料は5ページを見ているので すけれども、このLINEの活用については、ワクチン接種時にも予約ですとかキャンセル、それから日時の変更など、とても便利に使わせていただきました。私も使いましたし、 町民の方からも、とても便利だという声をたくさんお聞きしております。

今回、この拡充に向けての動きだと思っておりますけれども、説明資料の事業内容の中で、 セグメント配信機能とあります。これは、利用する側の特性といたしますか、対象者の特性 あるいは興味関心、嗜好というふうに書いてありますけれども、そうしたことに合わせた 配信をするということで理解をしております。ほかの自治体の例をいろいろ調べたのです けれども、非常に多岐にわたる、例えば災害ですとかイベント情報、あるいは子育て関連 情報など、いろいろな活用の例がございます。今回のこの機能構築の中では、現段階でど のようなところまでを想定されているのか、お聞かせください。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 議員のおっしゃったとおり、現在ワクチン接種に関しては、LINE

Eを活用しております。そのアカウントで運用していますけれども、今回、全町的な情報発信ツールとして、新たに運用したいと考えております。運用としては10月1日からの運用を、検討しているところでございます。

おっしゃるとおり、近隣の自治体ではいろいろ広報情報、防災、ごみの分別、子育てだとか、河川のライブカメラだとか、いろいろその自治体に合わせたメニューを使っているところでございますけれども、斜里町についても活用ニーズとして望ましいところがどこなのかというところを、今段階検討しているところでございますので、今何を入れますというところははっきり申せる部分はないのですけれども、そういったところを検討しながら、10月1日付けでの運用というところを目指しているところでございます。

●金盛議長 小暮議員。

●小暮議員 これから検討ということですので充実した内容を期待しておりますが、その中で、以前私、一般質問をさせていただいたのですけれども、例えば子育てに悩む方の悩み相談といいますか、相談窓口の最初の一步みたいな形での利用というのをしている自治体もございます。そうした双方向での、例えばチャット機能ですとか、そうしたことも今回、せっかく機能構築ということですので、すぐということではなくても、今後の可能性というのをぜひ検討してはどうかと思うのですけれども、それについてはいかがお考えですか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 LINEのメニュー上でも、例えば個別トーク機能ですとか、利用者からの問合せに対して、一対一で話せるチャット機能等もございます。ただ、町としてどこまで運用ができるのか、その対応がどこまでできるのかという部分もございますので、ご意見としてはいろいろなニーズに合わせて検討していきたいと思っておりますけれども、いろいろな方向で何が1番、利用者の方々がより使いやすいのか、こちらの対応の部分もありますけれども、そういったところは、検討しながら考えていきたいと思っています。

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 ただ今の広報広聴のデジタルシフトの推進に関して、私もちょっと伺いたい点がございます。本当にこのLINEの活用というのは、いいことだなということで、うちの町も始めていただけるということでは、非常に期待しています。

先ほど、いろいろな使い方というふうにありましたけれども、例えば今、ウトロ地域でずっと防災という部分で関わっているのですけれども、このLINEの活用というのは、当初の地区防災計画に着手したときから課題として出している部分です。

どういうことかという、エリアのグループ設定という部分で情報が、要するに例えば、一斉に今、災害が起きたエリアに関して情報が行くだとか。それから、もう避難を開始していて、避難所に入っている人たちに向けて情報を出す。そういったときに、例えば斜里町がやっているLINEの中で、一つその登録する部分で、例えばエリアごと、という形

で斜里町全体を一つではなく、エリアに分けておいて、必要なときには全て配信する。それから、例えば局地的に災害、あるいは今回コロナワクチンの部分ですが、集団接種がありますよといったときに日にちが違うわけですから、そのときに例えば、ウトロの人たちがそれを登録していたり、あるいは町内の方々が登録していたときに、今日はウトロの集団接種の日だとか、そういうようなグループごとに分けた形での使い方というのは、今後これをやっていく中で想定されているのか、そういうことができるのかということ伺いたいと思います。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 ツールの運用に関して、基本メニューとさらにオプションメニューだとかがあって料金が変わる部分もございますので、今段階どこまでというところが、はっきり申せる部分はございませんけれども、ただ、緊急時の一斉配信も含めた後は、どこまで区割りができるのかということも当然検討する部分があるかと考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 立地環境、あるいは40キロ離れているという部分では非常に違う部分が多いと思うのです。例えばこちらで、非常に暴風雪の予報が出ていても、ウトロは大丈夫だったりその逆もあったりするわけで、そういった部分では、一斉送信というよりは、今後防災について考えると、そういうような地域別に分けての、そこだけ集中した情報の発信というのが必要かと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいということと、よくLINEをするときに町内の人たちだとか、その情報がという部分はありますけれども、今お話を伺った限りでは、普通のフリーアプリとは違って、行政単位でやっていけるLINEアプリという部分がございますので、それを活用という形で捉えていてよろしいのですか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 おっしゃるとおり、行政部分のアプリを活用していくというふうになります。エリア的な情報という部分でも、全てを一斉に受け取ってしまうと逆に混乱をきたすのも当然ございますので、必要に応じた部分で対応できるような形を、できるだけ検討していきたいと思っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 もう1点、コロナ関連に関してのことで伺います。先ほど若木議員も質問されていたのですが、まんぷクーポンプラス2.0に関してですが、まず、完売できて換金がということは、完売されたことが本当によかったなと思っておりますし、利用自体も非常に多くなっているということでは、良い成果が得られたというふうに思っています。そこで、お金の部分のことで伺いたいのですけれども、当初、期限が非常に短かった。そのときは、助成金の関係で、北海道からの助成金があるので、その分、1千万円でしたか、その部分があるので、それを申請、最終的に申請するのに時間が掛かるので締め切りがあると。それで、できないのだというお話が一番の理由だったと思いますが、それ

ができるようになったのはなぜだったのでしょうか。

というのは、よかったなという部分と、そういうこれからも先ほど若木議員もおっしゃったように、こういう事業を展開する、あるいはそうした道の補助金と組み合わせて、あるいは国のと組み合わせたときに、本当は最初から3月15日ぐらいまで使えるという形で発売したほうが本当は良かったのだらうなと私はずっと思っていましたので、その辺の理由と、今後、そういうことが可能になるということがわかれば、また、事業の広がりも違ってくると思うので、それについて説明してください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 11月の臨時会議で予算を補正させていただいて、今回行いましたが、2月15日に北海道のほうから、要はプレミア分という20%相当の支援を受けておりました。その換金、清算期限が要は2月15日にあらかじめ設定されておりまして、その割増し分の恩恵、要は割増し分があるということは、より大きな数量を流すことができるというか、経済的に活用できるということがありましたので、できれば使いたいというのがあり、そのためには2月15日から逆算すると1月30日を期限とするのがリミットだということが最初の段階でわかっておりました。ですので、できるだけ多くのクーポンを活用するためには、そうせざるを得なかったというのがまずありました。

今回、延長できた理由なのですけれども、第6波の影響が、成人式後あたりに皆さんの外食行動なども含めて変わってきたときに、その時点で大体65%の換金が終わっていたということが数字として手元にございました。その後、月末までにおおよそ8割いきそうだという、日々商工会とやりとりしていたのですけれども、感触として持っておりましたので、だとすると若干余裕を、もともと町の負担のほうで余裕を見ていた分が若干ございまして、その中でカバーできるということが見通せたものですから、延長に踏み切ることがたまたまできたというところでございます。

仮に、もともと3月15日にするというほうが、クーポンとしては優しいといえは優しいのですけれども、実際は期限の終わりのほうで使われるケースが比較的多いので、早めにちょっと需要喚起をしたかったという、年末の需要喚起をしたかったというのもございまして、比較的短く設定して、早く売って早く使ってもらってというような考えを持っていたので、そこも同時に目的も、おおよそ果たすことができたのかなということでございます。

あと、もう1点延長した理由としては、比較的大口、事業所単位だとかで購入されていた方が使えなくなってしまったという、家族単位であればよかったのですけれども、そうではないケースがあって何とかしてほしいというような声が、いろいろと寄せられるように、1月中旬ぐらいに比較的集中して寄せられましたので、そういったこともちょっと加味して、延長をすることにしたという、そういった経緯でございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 確認させてください。大口事業所の単位で使えなくなった部分を加味して使えるようになったということなのですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 すいません。ちょっとわかりづらかったかもしれませんが、要は事業所で出掛けたりですとか、比較的規模の大きい宴会のようなものを想定して何十枚単位で買っている方がいたのですけれども、そういった方が消費するには、要は人数制限が再びつきましたよね、飲食の。それによって、そういった団体的な利用はしづらくなったというのがあって、その人たちが困っているというような声が1月中旬ぐらいに始めました。そういったことへの配慮もあったということでございます。

●金盛議長 ほか。木村議員。

●木村議員 2款1項10目、32ページなのですけれども、積立金の部分で、いわゆる財政調整基金の追加分、2億7千万円と、それから減債資金分が1億3千万円、合計4億円の積立金が財調に入ったという形ですけれども、まず、教えていただきたいのは、もともと財政調整基金というのは1本だったのです。それを、いわゆる調整資金分と減債分に分けたというのは、何年ごろにこのように分けたのか、これについてまず教えていただきたいと思います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 財政調整基金の中で減債資金と調整資金ということで区分されているという形になっておりますが、この二つの内訳という形での成立につきましては、平成9年ということで承知しております。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 そうですね、平成9年から分けていたと。その前は財政調整基金の一本の中であったと。この調整資金分と減債分、これに分けた意図。それから分ける区分。いわゆる調整分と減債分と分ける部分について、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思いません。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 申し訳ありません。平成9年の当時の意図として、こうであったということをお答えするだけの材料を持ち合わせておりませんので、その辺りについては申し上げられませんけれども、今ちょっとお答えできないということになってしまっていますが、もう1点もう少し内容についてということになります。積み立ての区分でございますが、ご承知のとおり減債資金につきましては、地方債の繰上償還および特定の地方債の償還に充てるための資金ということに位置づけられているということになります。これに対しまして調整資金につきましては、いわゆる財源不足、予算編成および執行上の財源不足に充てるための資金と、性格が分けられているということになります。

なおこれに関する、いわゆる法的な位置づけとして何があるかということであると、地

方財政法第7条のほうに、剰余金の取扱いについて定めがございます。第7条というところがございますけれども、会計年度の決算上剰余金が生じた場合に、剰余金の2分の1を下らない金額については翌々年度までに積み立てまたは償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければいけないということになっておりますので、今回の考え方もそうでございますが、減債資金、こちらの積み立てにつきましては、令和2年度の決算額に基づいて、積算をさせていただいているということになります。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 聞こえが悪いかもしれませんが、ゆっくりと話したいと思います。今課長が説明したとおりなのですけれども、いわゆる平成9年から2本立てにしたという一つの大きなうねりは、いわゆる地方にお金があるのではないかと。その一番の大きな政府の論理根拠は、財政調整基金がこれだけ貯まっている地方がたくさんあると。いわゆる財政調整基金が一定限度貯まる、これは富裕団体とみなすという国のまず大きな流れがあった。そういう中で、地方財政制度、いわゆる地財法から持って行って今、課長説明のとおりです。ですから減債資金と切り分けたのだけれども、でも中身は一緒なのですよ、中身は。いわゆる調整資金分も減債分も、ほぼ双子の兄弟と私は言っているのです。親は一緒に、兄弟として双子だと。こんな形で、減債分も調整分もないと。減債分であれば、毎年斜里町は、起債償還分が10億円から11億円ある。これではとても足りない。ですから、いわゆるこの予算会計の中で、資金分のやりくり、充当していくというのは基本的なスタンスなのですよ。

私が言いたいのは、いわゆる今回このことによって二つ合わせると、約19億円の財政調整基金が積立てになると、結果として、19億円になるのだけれども、不思議なのは、アクションプランや去年の財政収支のシミュレーションの中で、どういうわけか財政調整基金の残高分、これが減債資金を除いて調整分しか出ていないのですよ。これがよくわからない。今、説明したように、減債分と合わせれば19億円ですけれども。

おそらく、来年のシミュレーションは減債分を除くから、数億円減るでしょう。それをシミュレーションに持っていく。こういう形なのですけれども。この収支のシミュレーションで、何で、調整基金分しか載せなかったのか、載せないのかというのは、聞きたいところなのです。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 まず今木村議員のほうでご指摘をいただきましたが、調整資金と減債資金というのはほぼ性質的にはそんなに大きな変化はないのではないかとというようなご趣旨かなというふうに受け止めております。

ご指摘いただきましたとおり、以前アクションプランの際にもお示ししておりますとおり、管内市町村の、例えば基金をどんな形で積んでいるのかということころは、非常にそれぞれの市町村の考え方によりまして、大きな差があるという状況でございます。調整資金

で多く持っていくところもあれば、減債資金を中心として積み立てているところもあるということですので非常にバランスとしては、それぞれの市町村の考え方によるということでございます。

またもう一つ申し上げますと、ご承知のとおり、町の起債総額というふうな部分でいきますと、110億円から120億円といった推移で今動いておりますので、数億といった減債資金というのは、いわゆる力不足というような数値であるということがいえるのかなというふうに思っております。そういった意味では今ご指摘があったように、非常に近い形ではないかというふうな、二つの基金の性質というのは、ご指摘のとおりかなというふうには思っております。

これに対して一つは、中期財政収支のほうでお示しをしている、お示しの仕方としては、今ご指摘があったように、調整資金をベースに考えていると、作成をしているというふうなことになります。いわゆる、それ以外の要素を組み込んだ形で積算をした上で、最終的に調整資金で調整するという形をとっております。これは、先ほどお話したような基金の性質、非常に近いとは言いながらも、そういう性質ではございますが、いわゆる調整というのがもとの性質であるということから、そこで調整した形でもお示しをさせていただいているというところが1点。

それからもう1点はアクションプランのお話もありましたけれども、そうは言いながらアクションプランにつきましては、先ほど、基金はそれぞれの市町村の考え方で大きく違うという部分をお話しましたけれども、いわゆる数値目標といった部分の財政調整基金、こちらにつきましては調整資金と減債資金と合わせた額、いわゆる大きな財政調整基金ということで、目標という形は示させていただいております。

決してそこで、減債資金なのでこれは全然関係ないというふうな取扱いをしているわけではございませんということですので、ご理解を賜りたいと思います。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 斜里町は良心的な部分ですから、疑いを持ってもしようがないのですけれども。ただ、いわゆる、今ここにもアクションプランのときの財政収支が載っております。令和6年にマイナス1億7千万円弱が、一昨年、町民に説明したときの資料もありますし、議会に提出した資料もある。これはあくまでも、先ほども言いましたように、財政調整基金のトータルの残高と、こういう話なのです。

作為的にやっつてしまえば、今、課長が説明したように、財政調整基金をほぼ積まないで、減債資金に積み込んでしまえば、このシミュレーションどおりになるのですよ、シミュレーションに合わせれば。でも、そんな作為的なことは、うちの町でやらないですから、あれでしょうけれども。そういうふうにもなってしまうのですよ。それで確認をしたのですが、やはりこの基金の部分については、二つ合わせて一つというふうな視点が非常に大事かなと。そういう意味では、いわゆる減債資金も合わせたら、新年度はまだ決算が終わっ

ていませんから、決算が終わった段階では19億円に上るということは間違いないかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 ちょっと、参考までにつけ加えさせていただきたいのですけれども、毎年出している中期試算ですね。この中、アクションプランのもとになったものですが、その中の経常収支計画、これの歳入の部分では、繰入金に減債資金分として毎年4500万円を入れているということがありまして、決して隠しているわけではなくて、ここに経常収支の部分で、起債償還のほうが毎年歳出のほうで出ているものですから、その財源として、そこに歳入の部分も入れているということをご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 それは私も知っていますよ。後ろにしっかりありますから。ただし、いわゆる財政シミュレーションでは、いわゆる基金の残高、町長も一昨年、私は昨年、町民説明会に行けなかったのですけれども、一昨年はぼるとに行きました。どこの会場でも言っていたかどうかわかりませんが、ぼるとのときは、令和6年、この基金は5億円までしたいと。町長、決意を述べて、希望を述べておりましたよ。ですから、この基金の部分がやはり結果論なのです。今言った4500万円は、経常収入に入っていますよ、確かに。それも知っていますよ。ただし結果論として、こういうふうに分けることなく、財政調整基金は一本で、二つに分けたやつを一本で計上すれば一目で分かるのですよ。例えば、首をか上げていますけれども、ではこれを、減債資金分を、先ほど言ったように全部、減債に積みました。調整分はゼロにしました。そうしたら調整部分の基金は、ほぼ増えないですよ。増えない。だけれども4500万円は、これから10年なら10年、出していきますよと。経常収支の中に溶け込んでしまうわけだから。

私が言っているのは、シミュレーションの部分で、結果として財政調整基金が、それも調整資金分がこれだけマイナスになるから、斜里町は大変ですよという結論なのですよ、アクションプランは。だけれども、それは減債分も入れてカウントしなければ駄目ではないのかと、こういう論理なのですけれども、これについても一度答弁をいただきたいと思います。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今、議員がおっしゃった部分で町民の皆さんに対して説明する際にも、減債資金も含めた形で説明すべきでないかというふうにお聞きしておりました。毎年お示ししております中期財政収支の資料の中で申しますと、先ほど副町長からもお話をさせていただきましてとおり、減債資金というのは、経常収支の中で、いわゆる減債という形で使っていくということで含めさせていただいて、経常のほうに入れているというふうな形になっております。

ただ、その最終的な調整というので調整資金というふうには、ここは基金の役割を分けて

お示しをしているということなのですが、今議員お話あったようにその点が、町民の皆さんにご説明する際に、わかりづらいのではないかとというふうなことでありますけれども、一昨年になりますけれども、アクションプランをお示しさせていただいたときも、表についてメインでお話しするのではなく、基金の枯渇ということを問題にさせていただいた際も、財政調整基金の調整資金と減債資金も含めて、ほぼ枯渇になるのですよということをお話しさせていただきました。

グラフのほうもそういう形でお示しをさせていただいておりますし、先ほども触れましたとおり、アクションプランの目標としても、財政調整基金の残高につきましては令和元年度末14.5億円からスタートということで、これは両方合わせた数値ということでお示しをしております。ですので、そういう意味では、何か減債資金のほうに置くことで、分かりづらくしているのではないかとというふうなご懸念をいただいたのかなというふうに思いますけれども、決してそういう意味ではなくて、今回、減債資金のほうで積みさせていただくというのも先ほど申し上げたとおり、地方財政法の第7条に沿った形で整理をさせていただいているということでございますので、ご理解いただければと思います。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 広報にもグラフはしっかり出しましたよね、基金の推移と、私も見ましたけれども。令和3年以降、いわゆる去年の町民説明会以降、広報に出したと。ずっとマイナスでと、当然のことなのですからけれども。9月定例会議に出された財政収支のシミュレーションもマイナスですからマイナスになっていると。これは当然なのですからけれども、これが、そうではない。おそらく決算を終えたら。プラスになるという形なのです。これは昨年もそうですし、それから今年度もそうなってくると、こういう形なのです。そういうふうな、2年続けて、この基金が増えていったと。

例えば、今減債資金のことを言っていますけれども、調整分を合わせても、いわゆる減債分を除いたとしてもプラスになった。こういうことで理解してというか、現実なのだろう、おそらくそうなるだろうと私は思っているのですけれども、この補正予算を見たら。そう理解してよろしいかどうか、もう一度確認します。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 今回の非常に大きな、そういう意味では積立てをすることができたと、そういう経過になるだろうという形で予算を出させていただくこととなります。この大きな要因というのは、一番は地方交付税の増加ということになるかと思っております。今日の町政報告をさせていただいている部分にも含まれていた部分、あるいは普通交付税の再算定で、8千万円ぐらいが増加したということも踏まえて、非常にやはり、見積りよりも交付税が増えている。いくつか要因はありますけれども、割愛いたしますがその部分と、それともう一つが、やはりコロナの影響を受けまして、様々な事業が中止、取り止めにならざるを得なかったということで、非常に不用額が、例年よりはるかに多い形で、計上という

形になったということが、今回の積立てにつながっているという状況になっております。

これはこの後の新年度の予算のほうでまたいろいろとご議論いただく部分かなというふうには考えておりますが、まず昨年度のアクションプランのご説明も含めて、各説明をさせていただいた部分では、まず一昨年と違って、基金が枯渇という形ではなく、危機的な状況は何とか回避はできる見通しにはなってきたというふうなお話をさせていただいております。一昨年と昨年では、そういう意味では説明の内容というのは変えてきております。

その中で、じゃあこれで安定的かという、これについては、今のところまだ安定的とは言えないというふうな認識でいると、財政としてはそういうふうな判断をさせていただいているということでございます。なぜかという、今お話したような交付税という部分もいろいろとちょっとイレギュラーな部分が入ってきていてというふうな要因もありますので、今安定的に、毎年何億も積んでいけるという状況には、至ってはいないというふうな認識でございます。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 少しやめようかなと思ったのですけれども、今の答弁もありましたように、本当に多くなったのはそれ以外にもあるのです、再算定もありますけれども。再算定で1億5千万円、臨財債を除けば7千万円なのでしょうけれども。それ以外に、年当初の交付税から本算定の、8月本算定の部分でも、年当初に予算を組んだ交付税額から2億5千万円プラスになっているのです。そして再算定で1億5千万円、計4億円ですよ。そういう形でなったということと、ふるさと納税分も大きい。それから、コロナの部分もありますけれども、当初予算の見積りの徴税分、今回の補正でも出ていましたように8千万円、個人町民税から法人税を含めると、もうプラスオンなので、それらもろもろを足していくと、かなりの金額になったと。

私は財政が安定している、これは大丈夫だと一言も発言はしていないのです。ただ、基金がこういうふうには減りますよというシミュレーションを町民に、昨年もですよ、いわゆる過疎指定になった昨年、ふるさと納税が始まった昨年にもですよ。予想外なのは、意外と国も含めて税収が伸びたと。これも予想外でしょう。そういうところが重なってきた。その税収が伸びるというのも、もう去年の10月の説明会前にはわかっていたはずですよ。そういう段階でまだ落ち込むという説明をしていたわけですから、基金が、それはいかなものかと言っているだけの話なのですけれども、私は決してこれだから、斜里町未来永劫、財政が盤石だとは思っていません。ただその説明の過程がどうも不透明だと、私は言わざるを得ないものですから、今こうやって質問しているところなのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 中期財政収支の、そういう意味ではシミュレーションが非常に厳し過ぎ

たのではないか、実績とかなり差が広がったのではないかというふうなご指摘をいただいたというふうに考えております。

中期財政収支に関しては、これまでもずっとそうですけれども、非常に厳し目に、端的に言うと厳し目に見積もらせていただいているというふうなことというのが、まず1点ございます。それに加えましてという意味では、繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたような要因というのは、ちょっとやはり読めなかった部分というのも多々あったということで、力不足はお詫びを申し上げないといけないかと思っておりますけれども、そういうこれまでになかった部分、コロナも含めてですけれども、出てきているというふうなことでございますので、来年度の算定に向けましては、またこれらも加味して、検討してより正確性を深めていきたいなというふうに考えておりますので、昨年度の内容につきましては、大きく差が出たということで町民に不安を感じさせたのではないかというふうなご指摘について、結果として差が出ていることに対してお詫びをさせていただきたいと思いません。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、議会費から総務費までについての質疑を終結いたします。

◇ 議案第60号質疑（民生費から農林水産費まで） ◇

●金盛議長 次に、38ページ民生費から、50ページ農林水産業費、38ページ民生費から50ページ農林水産業費までの質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ございませんか。

ないようですので、これをもちまして、民生費から農林水産業費までの質疑を終結いたします。

◇ 議案第60号質疑（商工費から災害復旧費まで） ◇

●金盛議長 次に、50ページ商工費から、62ページ災害復旧費までの質疑を受けます。ご質疑ございませんか。50ページから62ページ、若木議員。

●若木議員 52ページの、道路橋梁維持費の除排雪業務委託料追加のことでお聞きします。今年は近年の中では、大変雪が多く、運転などをしていてもちょっと雪のたまりが多いと見づらい交差点などもあるのですが、排雪は基本行わない中で、重要な場所の交差点についての解消を行うということで、除雪を行ってきたということをお聞きしてきましたのですが、歩行者の方の道路の確保が、歩行者の歩道の部分の除雪が、きちんとされていないのか、道路を歩いている方がいらっしゃるのを見ると、歩道がしっかり除雪されていないという部分が大変多かったです。

私がそういう方に出会う機会が多かったので、排雪ができないという課題は、私はしっかり排雪すべきだと思うのですが、それが予算の面でできないのであれば、歩行者の部分

もきちんと、歩く場所を確保すべきだと思うのですが、その点はいかがでしょう。

●金盛議長 荒木建設課長。

●荒木建設課長 ただ今の、まず排雪からいきますと、予算でできないわけではなくて、常に排雪に関しましてはダンプとショベルで、まず優先的に、通学路、主要幹線道路の交差点部分をやっております。そして生活道路のほうも幹線的なところでは、毎日のように1台と、ショベルも動きながらやっております。

歩道の除雪も、雪が降るたびに歩道の除雪車が2台、現在ありますので、随時やっているのですけれども、やった後に風で吹き込んでいる可能性はあります、歩けない場合があるということは。通常やる場所については、全て歩道除雪が完成しておりますので、そういう吹き込むところがあれば、また状況によっては、2回目を走らすような形で今後していきたいと思います。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 ぜひお願いいたします。それと交差点というのですか、歩道と道路を除雪すると、歩道の通路のところに道路を除雪した雪が溜まっていて、そこで横断できなくなっているところがあるところがあるので、そのところは細やかに、歩行者の方が支障ないように、道路の除雪をした後の点検というのでしょうか、その除雪もきちんとするようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

●金盛議長 荒木建設課長。

●荒木建設課長 その部分を含めまして、横断歩道としゃりぐるのバス停、停留所を含めて三人で人力で、常に歩道のロータリーが走った後、全て行っているのです。それを含めて、今言った二箇所と跨線橋の三箇所は、人力で三人体制で行っているのです。そういう残っているところがあれば言うのであれば、今後とも、そういう場所を注意していきたいと思いますので、ご連絡のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 今の除排雪に関して私からも伺いますけれども、除排雪、特に除雪に関しては、担当課、それから担当関係者の皆さんは早朝から業務に当たられていると、大変ご苦労だと思います。しかしながら、町道などの生活道路を確保するということは大事な役場としての仕事であります。

問題として私も耳にしているのは、実は学校の登校との関係なのです。極端な吹雪の場合には、あらかじめ学校を休校とするという連絡があつて、児童や父兄はそれに対応していると思いますけれども、一昨日においては、休校の措置はとられなかった。しかし、通学路の除雪が十分ではなくて、子どもたちが8時前に登校が始まった時点では、町道の通行止めという連絡はない状態で通学をしなければならないという事態があつたというふう聞いていますけれども、除排雪と、登校、通学路の確保というのは、どのように連絡調整が行われているかについて伺います。

●金盛議長 荒木建設課長。

●荒木建設課長 除雪部門と教育部門を常に、連絡は取り合っております。早朝の4時前後ぐらいから、教育委員会の課長のほうからも連絡が入ってきておりますので、その辺は連絡をとりながらやっているのですけれども、2日ぐらい前の雪のときは、ちょっと雪の質が重くて、時間を要してしまったのです。郊外のほうで要してしまいました。特に、越川方面で時間を要したというのは確認しております。今後ちょっとその辺は気をつけていきたいと考えております。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 そういう連絡を取り合っているということであれば、通学路が十分に確保できてないという状態のときに、登校時間を遅らせるだとかそういった対応はどうなっているのでしょうか。

●金盛議長 荒木建設課長。

●荒木建設課長 議員がおっしゃっているのは、町の中の歩道の除雪ということですか。ちょっともう1回確認したかったのですけれども。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 町の中の歩道の確保もそうですし、今、課長が説明されたように、郡部では、越川方面の道路の除雪が確保されていなかったというふうに私も聞いています。両方です。

●金盛議長 荒木建設課長。

●荒木建設課長 郊外では歩道の除雪は行っていません。郊外はスクールバスの路線の除雪を行っているのです。各子どもさんが来るバス停のところまで除雪車が行って、バスが通れるように除雪はしている中で、越川で1件だけ、ちょっと遅れたというのは聞いております。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 私のほうから補足して説明をさせていただきたいと思います。月曜日の状況だったのですけれども、強風で、除雪が入っていったところが、後から地吹雪のような形で埋まったりだとか、そういうことがあったということで、バス運行会社、これスクールバスの話ですけれども、斜里バスに委託しておりますけれども、斜里バスのほうから、この線が除雪されていないということで私に連絡が入って、そこから除雪の建設のほうと調整しながらということで対応してきたというところです。

結果としまして南住宅線で5分、川上美咲線で5分、あと越川は1件、行けないところがありましたので、そちらのほうはご自身で除雪を、除雪がちょっと遅れてしまったものですから、登校していただいたという状況になります。

今後につきましては、学校から遅れるという情報については、保護者の方のほうに連絡を入れてもらえるように学校とも連絡をしながら進めてきたのですけれども、こういう状況というのは余りなくて、事前に臨時休校ですとか、そういったところの情報は出せるよ

うにしていたのですけれども、今回についてはちょっとイレギュラーだったなというふう
に思っております。

全ての路線、運行時間どおり走れるかどうかというのがなかなか今回のことで難しいな
ということで教訓を得ましたので、路線ごとの状況について、細かく保護者の方に学校か
らのまち comi メールですとかそういったところの情報を出しつつ、朝の短時間になるか
もしれないのですけれども、より早めに、除雪のほうと教育委員会のほうで連絡を取り合
いながら、あと斜里バスのほうと連絡を取り合いながら進めていこうというふうにして
おまして、学校のほうにも今後は、路線ごとの対応も必要になってくるだろうという話
を進めておまして、今後の対応をまだ検討している状況でございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 大体わかりました。吹雪は避けられないものですので、それに対して、除雪
を担当する原課は一生懸命やっているということも承知していますし、しかしながら、不
都合が生じているということも現実ですので、今、生涯学習課長が答弁されたように、連
絡を取り合って、事故のないような対応を引き続きやっていただきたいと思いますが、答
弁の確認です。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 これからも、安全に児童生徒の皆さんが登校できるように考えてい
きたいと、検討していきたいというふうに思います。

●金盛議長 ほかありませんか。宮内議員。

●宮内議員 博物館費でお伺いをいたします。まだ範囲がいていなかったでしょうか。

●金盛議長 62ページまで、最後までよろしいですよ。

●宮内議員 議会前に、この3月定例会議に関わるいろいろな議案等の説明を受けた際に、
博物館において、学芸員の方が退職されるということが相次いでいるというお話を伺いま
した。その実態というのは、どのようになっているか伺います。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 昨年6月と4月に2名の学芸員の退職がありました。学芸員について
は4名いるのですけれども、その後の2名につきましても、3月末に退職をするというこ
とで、4名いた学芸員が、年度末には全て退職するという状況になっております。

今後の対応といたしましては、1名の学芸員、それについては新規の雇用が決まってお
ります。また、館長職についても人事異動により対応する予定であります。それでも2名
の学芸員が欠員、減員という状況になりますので、令和4年度については、学芸員資格を
有する会計年度任用職員の短期的な雇用によって対応を図っていくことで、現在、対応を
進めていく予定でありますし、新年度予算の中で、掛かる費用の予算計上をさせていただ
いているという状況でございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 次年度以降の体制について、今どうするかということをお伺いしているのではないのですけれども、博物館は私から言うまでもなく、斜里町が取り組んでいる自然保護活動ですとか、様々な活動の基礎になっている、そういう研究をずっとしてきた場所なわけですよね。そういう施設なのです。その中で、この学芸員が次から次と退職していくという原因が、なぜそういう事態が起きているのかということに対して、私は非常に心配をしています。そのことについて、お伺いしたいと思います。なぜ辞めていくのか。

●金盛議長 答弁保留のまま、暫時休憩といたします。再開を3時40分といたします。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時40分

●金盛議長 休憩を解き会議を開きます。保留中の答弁から、馬場教育部長。

●馬場教育部長 退職の理由ということなのですが、個人のプライバシーという部分もありますので、詳細についてはちょっと控えさせていただきたいというふうに思いますが、主な理由といたしましては、学芸員の学芸業務という分野の中で、調査研究というところで、現在の環境よりも自分の専門分野を生かせる場面や環境があれば、自分の将来的なことも含めて、そこを求めていきたいというところで、新たな環境でという部分が、主な理由というふうに捉えているところでございます。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 それぞれ仕事に就職、退職されるというのは、個人のいろいろなプライバシー的な理由があることも十分わかります。しかし、私の知る限り、知床博物館というのは、様々な郷土史ですとか歴史ですとか、生物、地学、そういった面においても、研究者がぜひ就職したいと、そういう場所だというふうに私は聞いています。

昨年二人の退職者が、お二人の学芸員が退職されたということなのですが、このお二人は何年、博物館に在職していた方でしょうか。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 1名につきましては1年3カ月。もう1名につきましては8年4カ月になります。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 8年在職されていた方と、1年3カ月ということでもありますけれども、8年在職されていた方が、新たな学芸員としての調査研究をさらに進めたいと、やりたいという方は現在、どのように過ごしていらっしゃるかはご存じでしょうか。要するに、そういう方向に就職されているのかどうかということです。

●金盛議長 宮内議員、これ補正予算と関係しますか。もし、補正と直接関係しなければ次にお伺いしたいと思います。はい、宮内議員。

●宮内議員 博物館の補正予算では59ページに、博物館の職員旅費でありますとか、講師の旅費の更正でありますとかがありますけれども、現在の博物館において、次年度以降についてはわかりませんが、現在の博物館費の中で、学芸員の皆さんが調査研究に携わる予算が十分確保されているのかということなのですよ実は、一つの視点は。

私が聞くには、長く在職されていた方は、調査研究ということとはつながっていないというふうに、そういう活動につながっていないというふうにも聞いているのですけれども、それで、先ほど部長が答弁された学芸員の新たな調査研究を深めていきたいと。言わばスキルアップしたいということになっているのかどうなのか、本当にそういうことで辞職されたのかどうかということを確認したいのです。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 博物館の予算として、調査研究に係る費用が、決して博物館の費用として、決してほかと比べて少ないというふうには思っておりませんし、学芸員については、十分自分の専門分野あるいは博物館、業務の専門的な部分を含めて、そういう調査研究事も含めて、日常的に業務を進めていたというふうに認識しているところです。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 ちょっとこの補正予算から外れるかもしれませんが、私は、新潟県津南町というところへ、この博物館に関わる活動の視察に訪れたことがあります。その津南町というのは縄文の、縄文式土器のよく教科書にも出てくる火焰式土器というのが出土した町です。

●金盛議長 宮内議員、質問は端的にお願いします。

●宮内議員 優れた郷土史の研究成果が上がっている町なのですからけれども、その町には学芸員が実は一人しかいません。人口も1万人程度の斜里とほとんど同じ規模の町なのですが、それと比較して斜里町では、四人の学芸員が知床博物館に配置され、先ほど申したような分野に分かれて、研究が行われているということは、非常に私は誇るべきことだと思います。

部長は今十分な予算措置が講じられていると言いますけれども、優れた津南町と比べられても、充実した博物館活動が行われていると思いますけれども、それでも、せっかく斜里町の博物館を選んだ学芸員が調査研究をやるのに、十分な予算となっていないのではないかとこのように私は感じるわけですが、どうでしょうか。

●金盛議長 馬場教育部長。

●馬場教育部長 回答的にはちょっと同じような答えになると思います。宮内議員がおっしゃるように、近隣を見ましても、正規職員の博物館、4名在籍しているようなところというのは決して多くないですし、そういう環境というのは、非常にある意味恵まれた環境なのかなというふうに思っています。

そういう中で、様々な調査研究業務については、特にその予算が少ないですとか、予算

が少なく、そういう調査研究が十分できないだとかという話については、私自身、職員と話をしてもそういう話は特に聞いたことはありませんし、そのようなことはないというふうに思っているところでございます。

●金盛議長 宮内委員。

●宮内議員 補正予算の質疑としてはこれで終了しますが、引き続き博物館に関しては、新年度予算の中で伺いたいと思います。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ございませんか。これをもちまして一般会計の歳出についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第60号質疑（歳入全部） ◇

●金盛議長 次に、一般会計の歳入全般についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第60号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第61号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第61号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第61号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第62号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第62号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第62号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第63号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第63号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第63号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第64号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第64号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第64号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第65号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第65号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第65号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第66号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第66号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。久

野議員。

●久野議員 斜里町病院事業会計補正予算について、少しお伺いいたします。先ほど一般会計の中で、処遇改善手当などの説明がございましたけれども、病院会計の中の5ページをお開きください。この中で処遇改善手当があります。これが増額ということになっておりますね。それから、一般職、諸手当更正、これは減額更正、それから、手当も減額更正ということになっておりますが、これは私が考えるに、看護師などの人数が充足していないのではないかなというふうに判断いたしますが、現在、斜里町国保病院の募集などは、いろいろ病院だよりなどを見ますと、募集など図られておりますけれども、看護師に関して充足率というか、斜里町国保病院における充足率というか、どのぐらいのものかちょっとお聞かせください。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 まず補正の内容になりますけれども、こちらの一般職および会計年度任用職員の諸手当で、処遇改善手当については今回新設ということになりますので、新たに追加になりますけれども、それ以外の諸手当あるいは給料にも絡みますけれども、こちらはまず一般職給料及び諸手当については、人事異動もありましたし、医師について、宿日直についてですけれども、非常勤医師報酬のところで触れましたとおり、常勤医師が対応していただいたということなので、変動要素はあるのですけれども、当初予算との比較の中では予定を下回る、全体としては予定を下回る執行になったということで、減額更正になるものです。

会計年度任用職員につきましては、大きな内容としましては、看護補助の方ですけれども、令和2年度末の段階で7名ほど退職というか、任用の継続がされなかったということに伴って、給料及び諸手当が予定を下回る執行になったということで、今回更正をするということになっております。

基準的なもので言いますと、看護補助等についても、現行職員の範囲で基準を満たしてはいるのですけれども、やはり職場の状況、患者さんの状況などで言いますと、現場の段階では、今の職員数では基準は満たしてもきついということも言われておりますので、そういったところも合わせて、採用募集を今かけているということなのですけれども、残念ながら看護補助について募集はしているのですけれども、なかなか応募がないという状況の中で、現行対応しているという中身になっております。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 今不足している看護師さんが、例えば斜里町内、それから町外から来られた場合の住居というか、宿舎というのは、病院の横にある看護宿舎ということになるのでしょうか。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 職員の住宅ということになりますと、まず今、久野議員がおつ

しゃられたとおり、病院横にあります看護宿舎がありますのと、陸橋の手前といいますか、文光町になりますけれども病院の職員住宅があります。今埋まってない状況もありましたので、収入のところで補正しましたけれども、この職員住宅、空いている状態はありますけれども、減額の予算を今回計上しています。そういった状況ですので、採用があつて希望があれば、空き状況にもよりますけれども、そういった宿舎あるいは職員住宅に入居していただくということは可能です。

ただ、その施設のにも古いというような状況もありますので、あそこを選ばずに、民間の住宅を希望される方ですとか、そういったことについては、住居手当という形で対応するということになっているかと思えます。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 それではちょっと本題に入りますけれども、この昨今の夏の状況を鑑みますと、去年も一昨年も物凄い夏の暑さだったと思うのですよ。それで、その間に、看護宿舎にいる方から、何とか改善してほしいということで、去年は何か網戸をつけていただいたというふうになったのですが、最近の病院の空調の設備する流れとしまして、まず、病棟はついておりますけれども、療養病棟に、ちょっと後ればせながら去年はできた。

そして、あとは最近このような環境を改善するためにコロナの対応、それから各種いろいろな透析の治療の看護師さんもいるのではないかと思いますけれども、そういうことを含めると、やはりこの空調、とんでもなく暑い夏になると思うのですよ、また。それで、ぜひ今度、予算に盛り込んでいただいて、そして、菊一先生も斜里町とともにあり続けなければならない病院ということで、病院だよりも出しておりますから、その中で、ベストな環境で働けるような、そういった看護師さんの環境を整えてやる、それが一つの募集をクリアできる条件になるのではないかなと私は思うのですけれども、その総合的な環境に対する、その中の一つとして空調という、それに対する考え方というのをぜひ盛り込んでいただきたいと思えますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 ただ今の質問ですけれども、人材確保の上ではそういった環境整備というものも、大事だということは認識しております。ただ一方で病院の施設自体も古いという状況もある中で、議員からお話がありましたとおり、ようやくという表現が正しいかわかりませんが、病室のほうの空調設備の設置ですとか、そういったところを今の段階で進めているという状況の中で、この後になりますけれども、新年の予算の中では、リハビリ室のほうへの空調設備の設置といったものの予算を計上させていただいて、予算を提案するというところでさせていただいている状態の中で、正直病院の施設自体が古いものですから、医師控室等も空調がない状態になっております。

そういった段階の中で、確かに人材確保という観点も大事なものは重々承知ではありますけれども、まず、患者さん等への対応なども優先されるべき課題だというふうに思います

ので、そういったところは、院内の中で検討させていただく中で、こういった対応をしていくのかというのは、この後も考えさせていただきたいというふうに思います。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 確かに、その優先順位というのはあると思いますけれども、しかし、先生方の控室というのは1階にあるのですよね、1階に。ところが、宿舎のほうは2階もありますよね。2階というのは、夏の炎天下ですと地獄ですよ。やはりそこら辺ももう少し考えて、先生方のことを優先するのでしたら、同時にやるだとか、そのような配慮も私は大事ではないかと思っておりますけれども、ご返答はもういいですから、そこら辺で、どうぞよろしくご検討のほどお願いいたします。

●金盛議長 芝尾国保病院事務部長。

●芝尾国保病院事務部長 今、うちの次長のほうから答弁のあったことの繰り返しになってしまうのですが、ようやくといいますか、入院患者様の病室のエアコンが整備をされ、そしてさらに新年度予算の中では、リハビリ体制が整っている中でも、あそこにエアコンがついていないことから、この数年のすごい温暖化等々を含めて患者の健康状態を危惧する声があって、新年度予算でエアコンの要求をさせていただくこととしております。

そういった中で、ほかには病院の職場の中においても、病院本体のほうについても、まだまだ、そのようなエアコン等々が整備されていないところも多い中ではあるのですけれども、職員を確保するといった観点から、そういう住居のほうの改善、そういったことも経営を見ながらという話になってしまうのですけれども、課題にはさせていただきたいというふうに思っております。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 病院会計の、同じく処遇改善に関わる質問をいたします。処遇改善手当の42万4千円が計上され、一般職分が25万2千円、会計年度任用職員分が17万2千円とありますけれども、この内訳はどのようなものかご説明をお願いします。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 処遇改善手当につきましては、先ほど来の資料にありますとおり、今回は、令和4年2月と3月の2月分に関わる手当の支給に要する予算額ということになっております。

また、内訳ということになりますけれども、2月1日段階の職員になっておりますので、変動等ある可能性はありますけれども、職員については42名、会計年度任用職員については30名ということで積算をした中で、計上している金額となっております。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 そうしますと、42人の2月分掛ける3千円で計算して25万2千円になるということと、会計年度任用職員については30人掛ける2月分、60人分の3千円ということが、これだということですか。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 会計年度任用職員につきましては、フルタイム職員とパートタイム職員が存在します。パートタイム職員につきましては、条例改正のところにもありましたとおり、勤務時間等に応じて、手当の額が換算されることになっておりますので、3千円にならない職員もいるということの中で積算している状況です。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 何%掛けるのかというところまでは伺いませんけれども、今回の処遇改善手当を支給するということによって、従来の会計年度任用職員に適用していた給与表だとかそういうものは、従来と変わらず引き継がれるという理解でよろしいのでしょうか。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 現在の任用に関わる中身につきましては、すでに制度化されている中身に依って対応していることとなります。今回は新たにこの手当をつくるということになりますので、従来の形に、新たな手当が加わるという形になります。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 従来の給与体系に、新たにこの処遇改善の手当分がプラスされるということですね。今、これらの対応については、関係する職員の皆さんには説明されていますか。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 手当の新設ということになりますので、給与労働条件に関わる中身ということで、直接私のほうからの説明にはなりませんけれども、労使協議の上対応しているということになりますので、説明されているかというふうに思います。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 説明しているということですね。その説明の中で、この処遇改善手当と、今後の給与等の見通しを聞いた職員の中で、退職を希望する職員が出ていると伺いますか、そういう話を聞くのですけれども、そういう実態はありますか。

●金盛議長 武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 直接そのようなお話は私のところでは伺っておりません。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして議案第66号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第67号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第67号についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。これをもちまして、議案第67号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第58号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。

はじめに、保留としていました、議案第58号から、討論採決を行います。議案第58号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第58号について、採決を行います。議案第58号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第58号については、原案のとおり可決されました。

午後4時08分

◇ 議案第59号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第59号について、討論採決を行います。議案第59号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第59号について、採決を行います。議案第59号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第59号については、原案のとおり可決されました。

午後4時08分

◇ 議案第60号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第60号について、討論採決を行います。議案第60号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号について、採決を行います。議案第60号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第60号については、原案のとおり可決されました。

午後4時09分

◇ 議案第61号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第61号について、討論採決を行います。議案第61号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第61号について、採決を行います。議案第61号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第61号については、原案のとおり可決されました。

午後4時09分

◇ 議案第62号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第62号について、討論採決を行います。議案第62号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第62号について、採決を行います。議案第62号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第62号については、原案のとおり可決されました。

午後4時10分

◇ 議案第63号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第63号について、討論採決を行います。議案第63号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第63号について、採決を行います。議案第63号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第63号については、原案のとおり可決されました。

午後4時11分

◇ 議案第64号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第64号について、討論採決を行います。議案第64号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第64号について、採決を行います。議案第64号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第64号については、原案のとおり可決されました。

午後4時11分

◇ 議案第65号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第65号について、討論採決を行います。議案第65号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第65号について、採決を行います。議案第65号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第65号については、原案のとおり可決されました。

午後4時12分

◇ 議案第66号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第66号について、討論採決を行います。議案第66号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第66号について、採決を行います。議案第66号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第66号については、原案のとおり可決されました。

午後4時12分

◇ 議案第67号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第67号について、討論採決を行います。議案第67号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第67号について、採決を行います。議案第67号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第67号については、原案のとおり可決されました。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日は、これをもちまして散会といたします。

午後4時13分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員